

総 括

1. 調査の背景・概要

1-1 調査の背景・目的

わが国は、1992年にODA大綱において「環境の保全」を援助の基本理念の一つに掲げ、全人類が共通の課題として取り組まねばならない課題と位置付けた。また、97年6月には環境開発支援構想（ISD 構想）として、日本の自然環境保全分野での国際貢献を世界に発表し、さらに99年8月の「政府開発援助に関する中期政策」では、地球規模問題への対策の一つとして環境保全の取り組みを重点課題とすることを定めている。これらの動きを受け、当事業団では自然環境分野における協力を強化するために、森林・自然環境協力部を設置し、メキシコ、コスタリカ、マレーシア、アフリカ（南アフリカ、ジンバブエ）を対象に自然環境分野の基礎調査を実施し、各地域における自然環境保全状況の把握と優良案件の発掘、協力アプローチの開発を行っている。

インドでは、社会林業、自然保護管理の分野において早くから住民参加型の取り組みが展開されてきた。また、インド南西部は、貴重な生態系を有するホットスポットとして指定されている。また、昨年度（平成12年度）には、インド南西部に位置するケララ州森林保全に係るプロジェクト方式技術協力がインド政府から要請されたことから、今般、基礎調査団を現地に派遣し情報収集を行うこととなった。以上より今次調査は、以下3点を目的とした。

(1) インドの自然環境保全体制調査（セクターサーベイ）

第一に、インドの自然環境保全に関し、中央及び地方行政の体制、組織、及び政策等について把握することを目的とした。さらにインドは参加型の森林環境保全（Joint Forest Management）について、他国と比較して進んだ取り組みを展開してきたことから、JICAが他国で協力を行う際にも参考になり得るような取り組み等について情報収集を行った。

(2) ケララ州森林研究所要請案件の協力可能性検討

ケララ州はホットスポット（生物種の多様性が特に高い地域）に指定されている地域を含み、貴重な生態系を有する一方、人口圧力や不適切な自然資源管理等により、その貴重な生態系の維持が困難な状況にある。かかる状況により、インド政府は平成12年にケララ州の森林保全のためのプロジェクト方式技術協力をわが国に要請した。今回の調査の第二の目的は、昨年要請のあった「ケララ州チャラクディ川流域の持続可能な開発のための森林資源の保全と復旧プロジェクト（仮称）」に関し、現地踏査及び先方との協議を通じ、要請背景の確認、対象流域の自然環境保全状況、要請元であるケララ州森林研究所の活動状況、実施体制、各種情報整備状

況等を把握することであった。併せて必要な関連情報の収集を行い、わが国の技術協力実施の可能性と想定されるプロジェクト内容について検討した。

(3) オリッサ州チリカ湖（ラムサール条約登録湿地）保全活動の調査と協力可能性検討

チリカ湖は、ラムサール条約の登録湿地であり、約二百万羽の渡り鳥の越冬地となっている。また、潟湖であることから海洋性・汽水性・淡水性の生態系が混在する独特な生態系を有している。一方、チリカ湖周辺の漁村民は主に同湖の水産資源を生活の糧としているが、多くは貧困層であり、組織的な資源管理が行われていない状況にある。チリカ湖開発公社（Chilika Development Authority : CDA）及び NGO 等によって保全活動が行われているものの、不十分な管理体制、資源の過剰利用、土砂堆積等により生態系の破壊が進み、同湖はラムサール条約登録湿地の中でもこのままでは維持が危うい湿地リスト（モントルーレコード）に登録されている。従って、今次調査の第三の目的は、チリカ湖の現状把握と CDA の活動状況、実施体制、各種情報収集を行い、わが国の技術協力実施の可能性を検討し、プロジェクトの発掘・形成を行うことであった。

1-2 調査概要

本基礎調査は、官団員 2 名及び森林環境、水産環境各 1 名のコンサルタントの計 4 名により実施した（官団員：11/4-11/16、コンサルタント団員：10/29-11/16、調査団行程表及び調査団構成については資料 1 参照）。首都デリーにおける中央省庁及び NGO 等の調査に引き続き、各サイト（オリッサ州及びケララ州）における調査を行った。オリッサ州ではチリカ開発公社（CDA）が、またケララ州では、ケララ森林研究所（KFRI）が調査対象機関と位置付けられるが、いずれの実施機関も事前のクエスチョネアに対する回答の準備、調査団受け入れ体制共に良好で先方の実施能力の高さと熱意が確認出来、個別案件の資料及びこれに係る国レベルの取り組みに関するおおよその資料収集を行うことが出来た。今次調査では、官団員の現地視察は各 1～2 日、ヒアリング対象は実施機関責任者が中心という限られたものであったが、両案件とも具体的な要請内容が示されたため、その技術的妥当性と協力の意義・方向性について検討・整理した。

2. 調査結果

2-1 結論

現在インドでは、人口増加等による環境へのインパクトを最小限に抑え、持続的発展を可能とするための環境保全協力が求められている。今回の調査において、調査団としては以下のいずれの案件も協力の意義は高く、実施機関の能力も十分と判断した。今後関係部門・省庁・機関と協力実施の可能性の検討を図った上で、可能な限り来年度（14年度）の案件検討に加えることを提案する。

2-2 ケララ州地域住民参加型流域保全モデル開発計画

ケララ州は西ガーツ山地の南端に当たり、インド半島部の原生林、動植物植生が残存することからホットスポットに指定されている。今次調査では、要請案件内容をベースに実施機関と協議を重ね、その結果、同地域の生物多様性保全、森林植生の改善及び自然災害軽減等による社会経済条件の安定を上位目標とする技術協力プロジェクトについて検討を行った。昨年度要請された案件のプロジェクト目標である「チャラクディ川流域の実践的な流域管理計画の策定」については、その必要性及び妥当性が確認された。双方による協議の結果、基礎調査の実施、基礎調査結果の分析及びモデル計画策定、研修と人材育成、フィールドでのモデル計画実施、モニタリング・評価をプロジェクトのコンポーネントとする協力（案）が形成された。今後は、KFRIの実施能力の高さ（40名以上の博士学位保持研究者等）及びプロジェクトで策定される流域保全モデルの波及効果等を考慮した上で、さらに個々の活動のコンポーネント・協力内容についてレビューを行い、現地ニーズ及び日本側リソースに対応した柔軟かつ効果的な投入（スキーム、規模等）を検討するための短期調査または個別専門家（パイプライン専門家）の派遣の必要性が認められた。

2-3 チリカ湖地域住民参加型自然環境保全協力

チリカ湖は、ラムサール条約登録湿地であり、ラグーンの閉塞等により水域環境が悪化したことから、現在は特別に保護が必要な湿地として同条約のモントルーレコードにも登録されている。今次調査では、調査団訪問時にCDAより出された具体的な協力要請に基づいて、チリカ湖生態系保全と住民の貧困削減を上位目標とする技術協力プログラムについて検討を行った。要請された協力は、チリカ湖を対象地域とし、同地域の住民（貧困層に属する漁村民）の参加型漁業資源管理の確立を含む包括的自然環境保全プログラムであり、その必要性及び妥当性について検討した。双方による協議の結果、中心としている漁業資源管理プロジェクトでは、漁村調査、水産生物学・資源状況に係る調査研究、持続可能な漁獲量の推定、村落ベースの生計向上プロジェクトの導入、参加型資源管理漁業の推進を主要コンポーネントとし、その他希少種保護、生息地保全、エコツーリズム、環境教育、参加型流域管理等を含む包括的なプログラ

ムとして位置づける必要性が認められた。今後は協力開始に向けて、プログラム全体の枠組みの整理及び JICA の投入の優先度とその規模について検討する必要があることから、早急にパイプライン専門家或いは企画調査員等を派遣すると同時に同地域における住民支援活動を行っている NGO 日本ラムサールセンターの開発パートナー事業申請について前向きに検討することが求められる。

3. 技術協力の検討に係る補足

3-1 平成14年度以降の「技術協力プロジェクト」について

従来のプロジェクト方式技術協力は平成14年度以降、より柔軟に専門家派遣、研修員受入、機材供与を組み合わせる「技術協力プロジェクト」に移行する検討が行われている。ケララ州森林研究所要請案件については新規「技術協力プロジェクト」と位置づけ、先方ニーズに応じた規模の協力を効果的に実施するモデルとなり得ると考えられる。

3-2 プログラム協力の可能性について

現在複数の特定の明確な達成目標を持つプロジェクトを有機的に組み合わせることで一定の分野課題に取り組むプログラム協力が検討されているが、チリカ湖自然環境保全協力についてはこの適用が考えられる。今次調査では先方の要請を受け、湿地環境保全を核として適切な水産資源管理・利用と漁民の貧困軽減を目標と設定して調査を行った。しかし湿地生態系保全という視点から CDA のその他の取り組み（希少種保護、生息地保全、環境教育、エコツーリズム、流域管理等）を全面的に支援するプログラム協力の枠組みを設定することにより、一層協力の目的が明確でアピール度が高くなると考える。

3-3 インド政府の公式要請の可能性

対インド技術協力においては、一般的にカウンターパートの技術力が高いとの認識から、日本人専門家派遣の要請が出されにくい傾向がある。しかし今回の調査対象機関では各々具体的技術分野における日本人専門家の派遣の要望があり、日本側が協力実施の方向で検討することとなれば、州及び中央の各政府レベルで適宜要請書の提出・承認等の然るべき対応が行われると思われる。

以上